

北海道告示第 10773 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 6 年 5 月 7 日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第 2914 号	魚廃物加工肥料	オーガニック 813F	窒素全量 8.0 りん酸全量 1.0 加里全量 3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 ジャパン バイオファーム	紋別市渚滑町 3 丁目 18 番地	令和 9 年 6 月 5 日
北海道第 2945 号	魚廃物加工肥料	オーガニック 853F	窒素全量 8.0 りん酸全量 5.0 加里全量 3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 ジャパン バイオファーム	紋別市渚滑町 3 丁目 18 番地	令和 9 年 6 月 5 日